

債権譲渡通知書（一般税用）

岡山県 県民局長 殿

譲渡人(納税者)

住所(所在地)	
フリガナ	
氏名(法人名)	印
(法人代表者)	(代表者印)
電話番号 ()	-

下記の 令和 年 月 日に次の譲受人へ譲渡したので添付書類を添えて通知します。

税目	還付発生事由	還付事由発生日
		令和 年 月 日

賦課番号	年度	期別	納付税額(円)	延滞金(円)

譲受人(納税者が債権譲渡した相手方)

郵便番号				
フリガナ				
住所	都・道 府・県	市・区 郡	町・村	
フリガナ				
氏名 又は 法人名				
連絡先電話番号	()	-		
口座振込 の場合	金融機関名		本支店名	本店・支店
	預金種別		口座番号	(右詰で記入)
	(口座振込の場合は、必ず譲受人本人の口座を記入してください。)			

※記入上の注意点

- 太枠の中は必ず御記入ください。
- 譲渡人(納税者)が自署・押印の上、譲渡人から県に対して提出してください。
- 添付書類

★譲渡人の印鑑登録証明書(必須)・・・発行日から6カ月以内のものに限る(写しで可)
(譲渡人が窓口に書類を持参した場合は、本人確認書類(運転免許証等)の提示により、
印鑑登録証明書の添付を省略することができます。)

☆重複納付 …… そのすべての領収証書(写しで可)

減額等の場合

☆賦課決定税目 …… 減額決定通知書(写しで可)

☆申告税目 …… 更正・決定通知書(写しで可)

法人2税の場合、地方税法施行規則第6号様式の写し又は更正決定通知書の写

(4)提出期限

☆すべての事由について、事由発生から10日以内に提出してください。

提出期限を経過すると譲渡人(納税者)に還付することとなります。

* 注意事項

- 譲渡人(納税義務者)に未納の県税等がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により還付金を充当し、残額がある場合に還付します。第三者が納付された場合も同様です。
- 譲受人に未納の県税等がある場合も、譲渡された還付金が充当されます。
- 書類不備や提出期限を過ぎた場合は、譲渡人(納税義務者)に還付します。
- 譲受人が、指名債権譲渡に係る還付口座を登録している場合は、「口座振込の場合」欄に記入がない場合でも登録口座に支払います。